

平成30年5月10日

まちづくり委員会資料

川崎市緑の基本計画について

建設緑政局

5 基本施策

基本方針に基づく3つの基本施策により取組を推進します

「協働プログラムのさらなる推進」と「参画する緑のパートナーの育成・支援」を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの「健全な成育」と、活動を支える「情報発信」を推進するものです。

I

緑のパートナーづくり

施策の方向性		施策展開のためのプロジェクト	
協働の取組の持続性を確保する	多世代、他分野の幅広い主体が緑に「触れる」機会を創出	① 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト	 <p>◀新たな担い手（子ども、子育て世代、アクティブシニア等）が緑に関われるきっかけづくりを推進</p>
	協働のパートナーの育成・支援と活動機会を創出	② 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト	 <p>◀ボランティア講座や活動に関する情報の提供など、緑の活動者に対して育成・支援を推進</p>
	緑を活用した子どもの健全な成育を推進	③ 緑を大切に作る心を育む「緑育」プロジェクト	 <p>◀学校や地域社会等における多様な主体との連携により、自然を知り、学び、考える「緑育」を推進</p>
	様々な媒体と多様な主体による情報発信を推進	④ 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト	 <p>◀多様な主体と連携した情報発信など、緑を知るきっかけづくりや、シティセールス・観光の取組を推進</p>

生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑を対象に、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成するものです。

II 緑の空間づくり

施策の方向性		施策展開のためのプロジェクト	
緑の多様な機能を発揮させる	多摩丘陵を構成する樹林地の持続的な保全と多摩川緑地の整備と活用	⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト	 <p>◀様々な制度を弾力的に活用し、持続的な樹林地の保全を推進</p>
	まちの核となる緑による拠点の形成と質の向上、地域の特色を活かした公園づくり	⑥ 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト	 <p>◀多摩川の広場等運動施設の再配置・再整備、充実したサイクリングコースを創出</p>
	都市における農ある風景の保全と有効活用	⑦ 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト	 <p>◀都市災害対策の強化に向けた整備を推進。帰宅の誘導及び移動の円滑化の推進など、防災に配慮した施設整備を推進</p>
	みどり軸・みどり拠点をつなげ身近に感じられるネットワークの形成	⑧ 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト	 <p>◀民間活力の導入による公園や地域の特色を活かした空間づくりを推進。地域に即した施設等の適正配置を推進</p>
		⑨ 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト	 <p>◀生産緑地の指定条件等の検討、都市農業振興基本法の趣旨に基づく良好な景観形成を推進</p>
		⑩ 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト	 <p>◀法等の緑化制度を活用した地域緑化の取組を推進。150万市民の参加による緑や花に彩られた市街地形成を推進</p>

これまでに育まれてきた地域の多様な主体の連携のもと、人と空間のマネジメントにより、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することで、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指すものです。

III グリーンコミュニティづくり

施策の方向性		施策展開のためのプロジェクト	
緑を活かしたコミュニティをつくる	身近な公園の活用による地域コミュニティ形成の促進	⑪ 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト	 <p>◀公園による子育て環境づくり、健康増進活動を推進するため、地域の多様な主体と連携しながら公園の利活用を推進</p>
	大規模公園等を拠点とした多様な主体の参画・柔軟な連携によるまちの魅力と活力の向上	⑫ 活力ある緑のまちづくりプロジェクト	 <p>◀民間活力導入により、大規模公園等を拠点とした持続可能なエリアマネジメントを推進</p>
	多摩丘陵や多摩川流域に残る保全された緑の地域資源としての活用	⑬ 広域的な緑の魅力向上プロジェクト	 <p>◀多摩川に関連する地域・自治体や民間企業との広域的なエリアマネジメントを推進</p>
	川崎臨海部の持続的発展に寄与する見える緑の創出	⑭ 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト	 <p>◀土地利用の再編を見据え、空間活用により緑の確保を推進。臨海部の魅力的なロケーションを活用した賑わいの創出</p>

6 リーディング事業

緑の基本計画のけん引役となる取組を位置付けます

① 緑に関わる幅広いパートナーの創出〔キーワード：多世代への緑のアプローチ〕

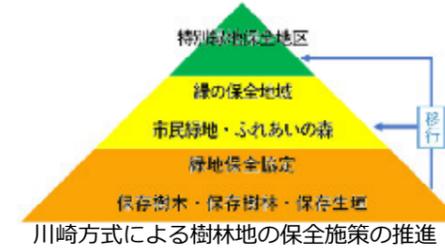
緑を守り、育て、創る取組を持続的に進めていくためには、多くの人々が緑に興味を持ち続けていることが重要です。そのため、緑を活用したイベントや講習会など、子どもからお年寄りまで多くの世代が緑を知り、好きになることのできる機会を創出します。



新たな担い手が緑に関われるきっかけづくり
(緑地におけるレッサーバンダの餌探し)

② 樹林地の保全と活用〔キーワード：緑地保全協定締結の推進、里山の利活用〕

良好な樹林地の恒久的保全を目指し、地権者への保全制度の理解促進を図ることのできる出発点として、緑地保全協定の普及啓発、締結を進めます。また、樹林地環境を保全しつつ、散策やレクリエーション等で自然を楽しめる里山資源の整備・検討を進めます。



③ 多摩川緑地の整備と活用〔キーワード：水辺空間の活用を進めるための基盤の充実〕

上平間・古市場地区のスポーツ施設の利便性を高める再整備や、サイクリングコースの延伸を目指した取組を進めます。

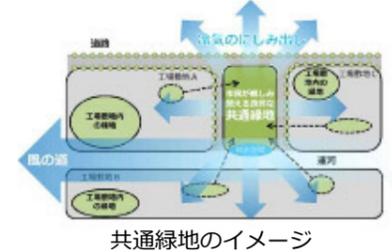
また、集客を生み、魅力を広く発信できるようなイベントなど、多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組を、民間活力の導入を検討しながら進めます。



多摩川の魅力を発信するイベント
(かわさき色輪っかつなぎ)

④ 臨海部におけるまとまりのある緑の創出〔キーワード：共通緑地の創出に向けた検討〕

臨海部地域では、各事業所において緑地の創出が求められていますが、事業所敷地内の緑地の一部を集合化し、市民に開放するなど、まとまりのある緑地創出のあり方について調査・研究を行い、協働で緑地の整備・管理を行うことのできる最適な仕組みの検討を進めます。



共通緑地のイメージ

⑤ 多様な機能を備えた特色ある公園づくり〔キーワード：大規模公園緑地等の魅力創出〕

- ・ **富士見公園**：富士見公園再編整備基本計画を策定し、計画に基づき、エントランス広場やプロムナードの整備などを進めます。
- ・ **等々力緑地**：硬式野球場の整備や、東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプに向けた陸上競技場の改修などを進めます。
- ・ **生田緑地**：適正な植生管理に向けて、植生管理計画の段階的な追加・更新を進めます。ばら苑については、通年開放や有料化も視野に入れ、利便性や魅力の向上に資する取組を進めます。
- ・ **夢見ヶ崎公園**：サポーター制度を活用した管理運営手法の検討や、老朽化等により魅力が減退している施設、獣舎のリニューアルに向けた取組を進めます。

⑥ 地域緑化の促進による緑のまちづくり〔キーワード：150万市民による持続的な緑化の推進〕

150万人を超えた市民一人ひとりが取り組める緑化メニューの提供を進め、緑化意識の普及啓発に努めます。

また、地域緑化推進地区計画の認定や、緑化推進重点地区計画の改定、100万本植樹運動などを通じて、緑化のための基盤づくりを進めます。



市民100万本植樹運動

⑦ 緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出

〔キーワード：公園の有効活用に向けた手法の確立〕

身近な緑を活用した地域の多様な主体の連携や多世代交流を進めるとともに、多様なニーズに対応した公園利用のルールづくりなど、公園を柔軟に利活用する取組を進めます。

また、改正都市公園法に位置付けられた公募設置管理制度の検討など、都市拠点の賑わい創出に向けた公園活用の取組を進めます。



公園での子どものボール遊びについて話し合うワークショップ

7 緑の目標

緑の取組成果を表す数値目標を定めます

● 施策展開を行う緑の総量の目標

平成39（2027）年度末で
市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指します

表 保全、創出、育成及び活用する緑の要素と施策面積

緑の要素	内容	現況の	目標とする
		施策面積 (平成28年度)	施策面積 (平成39年度)
緑地	樹林地	241ha	300ha (59ha増加)
	農地	368ha	343ha (25ha減少)
公園	公園や港湾緑地等については、多様な利用機能の発揮や、うるおいある生活環境の創出に向けた整備を進めていきます。	776ha	830ha (54ha増加)
緑化地	市街地における緑化地の確保を、市民・民間企業・行政の協働により進めていきます。	957ha	1,082ha (125ha増加)
水辺地空間	水辺地空間については、親水利用や景観活用などを進めていきます。	1,977ha	1,977ha

● 施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標

指標①：市民の緑の満足度

- ・ 市内にある自然や公園に対する市民満足度の向上を目指します。

現状 (平成28 (2016) 年度) 48.7% → 目標 (平成39 (2027) 年度) **50%以上**

指標②：市民植樹運動による累計植樹本数

- ・ ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を目指し、市民・民間企業等との協働による市民植樹運動を推進します。

現状 (平成28 (2016) 年度) 80万本 → 目標 (平成39 (2027) 年度) **150万本以上**

指標③：緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合

- ・ 緑に興味を持つ市民を増やし、暮らしの中で緑と関わりを持つことのできる都市を目指します。

現状 (平成27 (2015) 年度) 85% → 目標 (平成39 (2027) 年度) **90%以上**

川崎市緑の基本計画（案）に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1. 概要

川崎市では、少子高齢化の進展、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行などの社会経済環境の大きな変化に対応し、新たな時代に即した取組を推進するため、「川崎市緑の基本計画（案）」をとりまとめ、これに対する市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、256通（意見総数1,524件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2. 意見募集の概要

題名	川崎市緑の基本計画（案）
意見の募集期間	平成29年11月24日（金）から 平成29年12月25日（月）まで
募集の周知方法	市ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所、 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
結果の公表方法	市ホームページでの掲載及び、かわさき情報プラザ、各区役所、 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課での閲覧

3. 結果の概要

意見提出数（意見件数）	256 通（1,524件）	
（内訳）	電子メール	22 通（48件）
	FAX	81 通（539件）
	郵送	153 通（937件）
	持参	0 通（0件）

4. 御意見の内容と対応

川崎市緑の基本計画（案）の内容に対する御意見として、市民協働の必要性を重視する御意見や、本計画案に基づき、緑の保全、創出、育成の着実な取組を求める御意見など、本計画案の趣旨に沿った御意見が多く寄せられたほか、今後の施策を進める中で参考とすべき具体的な提案に関する御意見や、本計画案の記載内容に対する質問・要望の御意見なども寄せられました。

計画の内容をよりわかりやすくするために一部文言を加除修正するなど、寄せられた御意見を反映し、本計画の改定の手続きを進めてまいります。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が案に沿った意見であり、取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他

●御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1. 緑の役割に関する意見		3		3		6
2. これまでの実績に関する意見	2			351		353
3. 計画改定の考え方に関する意見				183		183
4. 基本理念、将来像、基本方針に関する意見	3	181		3		187
5. 基本施策Ⅰに関する意見		10	1			11
6. 基本施策Ⅱに関する意見	1	523	173	48	1	746
7. 基本施策Ⅲに関する意見		8		10		18
8. 緑の目標に関する意見				3		3
9. 区別方針に関する意見				5		5
10. 進行管理に関する意見		1				1
11. その他				3	8	11
合計	6	726	174	609	9	1,524

具体的な御意見の内容と市の考え方

1. 緑の役割に関する意見

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	緑は単に目で見えて楽しむだけでなく、空気の浄化と精神の安定に寄与するものとして、環境のよさを前面に出すだけでなく、人間の健康上最も必要なものと位置づける事が重要である。	序章③「緑の役割」の項に示すとおり、うるおいのある生活環境の形成や、スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成についても緑の役割として定義しており、これらを発揮させていくための緑の保全、緑化の推進、公園整備等を進めてまいります。	B
2	「緑の質を向上させる」とはどのようなことか。その土地に元からある樹種の面積を拡大するということか。	「緑の質を向上させる」とは、緑が持つ、地球温暖化対策や生物多様性の保全といった環境保全機能、レクリエーション機能、景観形成機能、安全安心機能、及びコミュニティ形成や賑わい創出機能を、適切に発揮させることについて表すものです。	D
3	緑地は豊かな潤いをもたらしてくれるものであり、緑の保全や緑化の推進に取り組んでほしい。（同趣旨意見 計2件）	序章③「緑の役割」の項に示すとおり、緑はうるおいのある生活環境の形成や、地球温暖化等の防止など、さまざまな役割を有しており、これらを発揮させていくための緑の保全、緑化の推進、公園整備等を進めてまいります。	B

4	<p>全体として地球温暖化対策としての視点が弱い。気温上昇の抑制やCO₂吸収の効果を求めるなら、「まとまった緑」の保全が必要であることをもっと明確に記載すべきである。また、環境局の地球温暖化対策との連携も含めて、具体策を検討してほしい。</p>	<p>序章③③「地球温暖化等の防止」の項に示すとおり、緑の役割として、身近な二酸化炭素吸収源であることや、地表面の高温化の防止・改善機能を発揮し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、重要な役割を果たしているとしています。これを踏まえ、第3章⑧(1)②「基本施策Ⅱ『緑の空間づくり』」に示すとおり、地球温暖化対策に資する多様な緑を保全、創出、育成する方向性を整理し、「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」において、多摩丘陵軸、多摩川崖線のまとまりのある樹林地、市街地に残る身近な緑や里山の緑、水辺地と一体となった緑について、保全・回復・育成し、地球温暖化対策などへ貢献していくことを目指しています。</p> <p>また、都市の低炭素化に関する統合的な取組が重要であると考えており、本計画には関連計画として、地球温暖化対策推進基本計画を位置付けています。</p>	D
---	---	--	---

5	<p>概要版「3 課題のまとめ」の「緑の質」部分に、樹林地を保全することによる生物多様性保全との繋がり記述がない。一般的に「緑の質」という場合は、生物多様性の豊かさが基準になるが、「川崎市緑の基本計画」の中にその概念がないのは問題である。</p>	<p>概要版ではP2、「Ⅱ緑の空間づくり」に生物多様性の保全等に資する多様な緑の保全を整理しています。</p> <p>また、序章④「生き物の生息・生育環境の確保」の項に示すとおり、緑の役割として、樹林地、農地、河川等が生き物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしていることを整理した上で、第3章⑧(1)②「基本施策Ⅱ『緑の空間づくり』」の項に示すとおり、生物多様性の保全等に資する多様な緑を保全、創出、育成する方向性を整理しています。</p> <p>そして、「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」の項において、多摩丘陵軸、多摩川崖線の緑、市街地に残る身近な緑や里山の緑、水辺地と一体となった緑について保全、回復、育成し、生物多様性の保全などへ貢献していくことを目指しています。</p>	D
---	---	--	---

2. これまでの実績に関する意見

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
6	「川崎方式（緑地総合評価に基づく3段階の緑地保全施策）」による緑地保全行政の堅持・発展を明確にしてほしい。 （同趣旨意見 計 176 件）	第1章③(1)②「地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策」の項に示すとおり、「川崎方式」として緑地総合評価に基づく樹林地の段階的な保全施策を進めてきたことと、今後も「川崎方式」などを活用した保全を継続していくことの必要性を整理しています。 また、これまでの取組状況を踏まえ、第3章④(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」の項に示すとおり、樹林地の保全をプロジェクトの一つに位置付けるとともに、取組の方向性として、上述の保全施策を継承することを整理しています。そして、第3章④(2)「○実施施策 10」の項に示すとおり、段階的な保全施策を進めること、及び各種保全施策の取組内容を整理しており、今後も緑の基本計画に基づき「川崎方式」による保全を進めてまいります。	D
7	麻生区の「里ボラの会」は、地元の参加者を募って緑地の管理団体を発足させる活動を行ってきた。協働という点で大きな意味を持つ活動である。計画に明記してほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、第1章③(1)②「地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策」の主な成果に「●保全管理団体のない樹林地等については、地域住民等との協働による団体の発足が進みました。」を追記します。	A
8	保全した樹林地等の典型例を記載するという点において、多摩美特別緑地保全地区は、市が、市民の要望に応じて、基準を緩和して保全したという点で特筆すべき例であると思うので、多摩美特別緑地保全地区の写真を示してほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、第1章③(1)②「地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策」に多摩美特別緑地保全地区の写真を追記します。	A

9	各区役所で取り組まれている貴重な緑の協働事業に言及がない。(同趣旨意見計 175 件)	緑の基本計画においては、基本方針1に「協働」のキーワードを掲げ、第1章③(1)①「各区における緑の協働の取組事例」に示すとおり、各区における緑の協働の取組を進めており、引き続き市民や各区役所と連携を図りながら、多種多様な協働の取組を推進してまいります。	D
---	---	--	---

3. 計画改定の考え方に関する意見

No	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
10	概要版「3 課題のまとめ」では、協働、緑の量については緑を植物としてとらえていると思えるが、「緑の質」では緑は人工的につくられた施設のように扱われており、違和感があるので、表現を工夫してほしい。	「3 課題のまとめ」の「緑の質」における「緑」は、本計画において対象とする植物、樹林地、水辺地及び公園等を全て包含するものとして使用しており、「2 これまでの取組状況」における「緑のストック」に対応しています。	D
11	「次期計画に求められる視点」の図において、「協働の取組の拡大」からの矢印が、なぜ「緑の保全、創出、育成の継続」に繋がらないのか。川崎の緑地保全の第一が協働であるということからこの図の矢印は不可解である。	「図 次期計画に求められる視点」では、協働と緑のストックの二つの視点ごとに、これまでの成果と今後の課題を整理しており、協働については、全市的に協働の取り組みが広がったものの、市民意見等における団体の高齢化や後継者不足に悩んでいることを課題として示しています。	D
12	「グリーンコミュニティ」の具体的な内容を教えてほしい。(同趣旨意見計 179 件)	グリーンコミュニティは、地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、企業、専門家、行政等の複数の団体・組織の連携によるプラットフォームを表すものです。第3章⑧(3)「プロジェクトを推進する仕組み」の項では、上述のグリーンコミュニティの形成を促進するために検討を必要とする取組例を整理しており、今後はこうした検討を進めてまいります。	D

13	<p>グリーンマネジメントに力を入れ過ぎの様に思う。国の緑地に対する方針だとしても、緑地を保全するといった川崎市独自の方向性を貫いてほしい。</p>	<p>緑の基本計画では、川崎市の緑を取り巻く実情を勘案しながら、緑の保全、緑化の推進、都市公園の整備等を総合的に進めてまいります。</p>	D
14	<p>参考資料では、活動団体へのアンケートで「緑に必要な視点」は、各団体とも「緑地の保全」を選んだ割合が最も高いとあるのに、第2章□(3)「市民意識からの視点」の中の「活動団体へのアンケート調査」には、その視点が抜け落ちている。特に緑の活動団体の視点では、緑地の保全の次に「生物多様性」への意識が強いのに、それも反映されているとは思えない。市民の意見、実際に緑地の保全活動を行っている団体の意見に、もっと寄り添う計画であってほしい。</p>	<p>さまざまな手法により得た市民意見については、計画の改定作業時から環境審議会に提示し、改定計画の方向性を出す議論の場において活用してまいりました。本計画は、環境審議会から受けた答申を基本としており、緑の保全や生物多様性の必要性について位置付けています。</p>	D

4. 基本理念、将来像、基本方針に関する意見

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
15	<p>「協働」が川崎市の緑の基本計画の1番目の柱であるため、緑地保全の協働もこの「基本方針1」に書かれるべき内容と思う。基本方針1には、「本計画において、協働とは、『地域における緑の課題を、さまざまな主体が対等な立場で協力しながら取り組むことで解決を図り、多様な緑の特性に応じた質の向上を図る行動』を言います。」と規定されているが、「質の向上を図る」といった維持管理の協働と思われる記述はあっても、保全に関することの記述はない。「多様な緑の特性に応じた保全と質の向上」と書き換える事を提案する。また協働の取組の事例の中にも記述されるべきである。</p>	<p>第3章㊦「基本方針1」の項に示す「質の向上」とは、緑が持つ、地球温暖化対策や生物多様性の保全といった環境保全機能、レクリエーション機能、景観形成機能、安全安心機能、及びコミュニティ形成や賑わい創出機能の発揮を表すものです。</p> <p>御指摘の点につきましては、誤解が生じる可能性があるため、御意見の趣旨を踏まえ、説明文の「保全又は創出された多様な緑が、地域のさまざまな主体の協働と連携により、持続的に回復・育成されていくことは、・・・」から、「地域のさまざまな主体の協働と連携により、持続的に緑を保全、創出、育成することで、・・・」へ修正します。</p> <p>また、第3章㊦「基本方針1 ⑤緑の協働の内容と取組の事例」の表の上から3項目目に示す「保全緑地等の緑の保全・再生・育成活動」を、「緑地等の保全・再生・育成活動」へ修正し、具体的な取組の事例に「・緑地保全に向けた市民との連携」を追記します。</p>	A
16	<p>「緑地保全のための協働」を位置付け、保全を目標に活動を続ける市民団体を「協働」のパートナーとして明示することが重要である。（同趣旨意見 計180件）</p>	<p>緑の基本計画においては、基本方針1に「協働」のキーワードを掲げ、市民協働により緑の保全、創出、育成を進めていくことが重要であることから、第3章㊦(2)「○実施施策10 ■樹林地保全における協働の取組の拡大」の項に示すとおり、保全における協働の取組を施策として位置付け、今後は多様な主体が協働する保全の取組の拡大を図ってまいります。</p>	B

17	<p>将来像図の要素の「水辺のエコロジカルネットワーク」の内容に「生物多様性を保全し緑と生き物をつなげる、市内を流れる河川」とあるが、「大規模公園緑地等」の内容にこそ「生物多様性を保全し、川崎市における緑の核となる拠点」と入れるべき言葉と思う。</p>	<p>生物多様性の保全は、水辺のエコロジカルネットワークを形成する河川を含め、樹林地、公園、農地などの緑全体に関わるものとして、序章④「生き物の生息・生育環境の確保」の項で整理し、第3章⑧(1)②「基本施策Ⅱ『緑の空間づくり』」の項に、生物多様性の保全などに資する緑について、「みどり軸」、「みどり拠点」、「ネットワーク」を保全、創出、育成することを示しています。</p>	D
18	<p>基本理念の「地球環境都市」の言葉はどのように定義したものか示してほしい。</p>	<p>平成20年に改定した現行の川崎市緑の基本計画では、「川崎市に残されている良好な自然的環境を保全し、公園緑地や緑化地などの緑のインフラを蓄積することで、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、循環型社会の形成に貢献し、地球環境都市への飛躍を目指す」ものとして、基本理念及び緑の将来像に「地球環境都市」を掲げました。この度の計画改定にあたって、地球温暖化等への貢献を目指していくことは大変重要なことであるため、こうした考えを継承しています。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、上記の考え方を、第3章⑤「基本理念」に追記します。</p>	A
19	<p>基本方針2の「つながりのあるみどり軸」については、緑の回廊という発想で考えるべきと思う。すなわち、ヒトの生活圏によって分断された野生生物の生息地間をつなぎ、主に動物種の移動を可能とすることで生物多様性を確保するため、本当の意味でつながりのあるみどり軸を保全すべきと思う。</p>	<p>みどり軸においては、既存の樹林地同士を地域緑化等につなぎ、大小さまざまな緑で生物多様性の確保に努めてまいります。</p>	D

20	行政は未来を見据えて何が必要か考えて実行すべきである。目先の経済的理由で判断することなく、後世の誇りになる施策を実行してほしい。	第3章⑤「基本理念」の項に示すとおり、市民一人ひとりが地域への愛着や誇りを抱くことを目指し、さまざまな主体との協働により緑の取組を進めてまいります。	B
21	基本方針1の「主体の特徴と期待される役割 市民」の項に、「行政との協働を通じて緑地の保全、管理、育成に関わる」、「多様な主体が協働できる保全の取組の拡大を図る」という内容を追記してほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、第3章⑦「基本方針1 ③緑の協働の主体」の項において、「これらの主体がお互いの活動を尊重し、協力していくことにより、緑の保全、創出、育成及び活用を目指します。」を追記します。	A
22	将来像に「川崎を特徴づけるつながりのある緑が」とあるが、「川崎を特徴づける」という言葉の意味がわかりづらい。	多摩丘陵や多摩川、臨海部においては、緑が大きいつながりをもって存在し、川崎の緑の骨格としてこのつながりを将来的にも確保していく必要があることから、「川崎を特徴づける」という言葉を使用しています。	D

5. 基本施策 I に関する意見

No	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
23	緑の取組においては市民の力をもっと活用し、行政はその支援をしてほしい。 (同趣旨意見 計8件)	第3章⑧(1)①「① 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト」の項に示すとおり、緑の活動に積極的に携わる人材の創出を目指します。加えて、「② 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト」の項に示すとおり、多くの主体の活動を支え、継続的な活動となるよう、活動への支援や人材の発掘等を進めてまいります。	B
24	法整備とともに樹木の大切さや環境への寄与についての啓蒙活動にも力を入れてほしい。	第3章⑧(1)①「③ 緑を大切にする心を育む『緑育』プロジェクト」の項に示すとおり、次世代を担う子どもたちに緑に親しみを感じてもらうため、さまざまな主体が連携して、自然を知り、学び、考える体験機会の充実を図ってまいります。	B

25	町内の環境を良くするきっかけとなるかと思うので、町内会への情報提供をしてほしい。	第3章④(1)①「④ 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト」の項に示すとおり、緑の普及啓発や、緑のパートナーの活動の活性化等を目的として、緑の魅力や活動などに関する情報と、そのアクセス性の充実に図ってまいります。	B
26	市の職員だけでは手がまわらない部分がある。60歳以上の時間に余裕がある人が川崎市にはたくさんいるので、ボランティアとして何らかの資格とか、協力員という称号を与えるべきである。	緑の活動が持続的なものとなるよう、活動への支援や人材の発掘等を進めていくことは重要と考えています。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	C

6. 基本施策Ⅱに関する意見

No	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
27	農地の保全是「川崎方式(緑地総合評価に基づく3段階の緑地保全施策)」のどの欄に組み込まれているのか不明である。	「川崎方式」に基づく保全手法については、原則として樹林地を対象とし、特別緑地保全地区や緑地保全協定などの制度を活用しながら保全を進めています。 農地については、第3章④(1)②「⑨ 農地の保全・活用と『農』のふれあい推進プロジェクト」の項に示すとおり、農地の保全と継承を目的として、健全な農業経営の推進、農地の保全と活用、及び農業への理解促進等を進めることが重要であると考えています。	D
28	「川崎方式(緑地総合評価に基づく3段階の緑地保全施策)」を支える「緑地保全協定地」の減少は、川崎市の緑地保全施策の危機的状況であると思う。(同趣旨意見 計173件)	第1章③(1)②「地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策」の「課題」の項に示すとおり、緑地保全協定地の減少を課題として取り上げており、「川崎方式」による樹林地保全の推進には、第3章④(2)「○実施施策10」の項に示すとおり、緑地保全協定の取組をきっかけとして地権者に働きかけていくことが重要と考えていますので、今後も引き続き段階に応じたさまざまな施策を推進してまいります。	B

29	<p>川崎のような都市部においては、緑地保全をしっかりと計画に位置づけておかないと、開発圧力から緑地を守ることができない。「Ⅱ 緑の空間づくり」に「緑の多様な機能を発揮させる」とだけ記載があり、保全よりも活用に主眼があるように読めるので、この文の冒頭に「緑地を保全し、」と追加してほしい。</p>	<p>第3章⑥「緑の将来像」の項に示すとおり、基本的な視点の1つに緑の空間の保全として、川崎市に残されている良好な自然環境の保全を位置付けるとともに、第3章⑦「基本方針2」に示すとおり、多摩丘陵、多摩川崖線などの「みどり軸」を次世代に引き継ぐべき財産として整理し、第3章⑧(1)②「基本施策Ⅱ『緑の空間づくり』」における施策の方向性として、多摩丘陵を構成する樹林地の持続的な保全の推進を整理するなど、樹林地等の保全は、緑の基本計画における施策の柱の1つとして重要な取組と考えています。</p>	D
30	<p>景観の重要性を踏まえつつ、持続可能なまちづくりや緑の保全を推進してほしい。</p>	<p>序章③⑥「地域に固有の美しい風景・景観、歴史、芸術・文化の形成」の項に示すとおり、緑の役割として、緑の空間が都市や地域に固有の美しい風格ある風景・景観の基盤となることを整理した上で、第3章⑦「基本方針2」に示すとおり、多摩丘陵、多摩川崖線などの緑について川崎市の景観を特徴づける重要な自然的環境資源として位置づけています。こうした緑は次世代に引き継ぐ財産として、引き続き取組を進めてまいります。</p>	B
31	<p>樹林地の「保全」という言葉について、制度的に担保するという意味を表すものであると明確に定義してほしい。(同趣旨意見 計2件)</p>	<p>第3章⑧(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」の項に示すとおり、樹林地としての担保を図る行為は「保全」、保全した樹林地の管理行為は「維持、再生」という言葉を使用しており、両者の区別を図っています。</p> <p>また、第3章⑧(2)「○実施施策10」と「○実施施策13」においても、両者の区別を図っています。</p>	D

32	<p>多摩川の河川敷などが子ども達の野球場として活用されているのは大賛成である。高齢の人達によってもゲートボールや散歩道として活用されていると思うが、もう少し積極的に活用できるように工夫した方が良い。</p>	<p>第3章回(1)②「⑥ 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト」の項に示すとおり、多摩川は自然環境を身近に感じられる空間であるとともに、広大なオープンスペースを有し多様な活用法が考えられることから、多摩川という場の特性を活かした取組について、様々な主体との協働により進めてまいります。</p>	B
33	<p>災害対策として活用できる緑地帯の設置と保全を進めてほしい。</p>	<p>第3章回(1)②「⑦ 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト」の項に示すとおり、緑とオープンスペースは、災害時の避難の場や火災等による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、自然災害の緩和・防止等の都市防災に資する役割を担っていることから、避難地や避難路となる公園、街路樹等の植栽等については、防災に資するネットワーク形成に努めてまいります。</p>	B
34	<p>農家・農協・住民代表の協働を促す必要がある。</p>	<p>第3章回(1)②「⑨ 農地の保全・活用と『農』のふれあいの推進プロジェクト」の項に示すとおり、都市的立地を活かした健全な農業経営や農業への理解促進を図るため、技術・経営支援、農業の担い手の育成や、市民への「農」との交流の場の提供等に関する取組を進めてまいります。</p>	B
35	<p>公園に求められているのは、小さな子ども達の原っぱという遊び場ではないかと思う。やたらと植栽してしまうと子どもやお年寄りの姿が見えなくなってしまう。安全を確保するために公園中央を高台にするか、公園の周りを高いフェンスで囲み、出入口を一カ所に絞るべきである。</p>	<p>公園の整備もしくは再整備を進める際には、地域や利用者等のニーズを踏まえながら、安全・安心で快適な環境づくりを進めてまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

36	<p>「水と緑の都市再生拠点」については、水辺と緑の賑わい創出や多摩川と一体となった都市景観の向上を目指すと言われていたが、そのためには、多摩川に隣接する公園緑地と多摩川の間が、多摩沿線道路で分断されてしまっている箇所については、公園緑地と多摩川河川敷土手の間の多摩沿線道路上部に人工地盤を設けて、公園から多摩川河川敷までがつながる連続した空間が創出されるようにしてほしい。</p>	<p>多摩川と隣接する公園との連携による緑と水の連続性・回遊性を確保し、緑のストックの相乗効果を発揮させるためには、さまざまな手法を検討し、効果的・効率的に取り組を進めていく必要があると考えています。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
37	<p>リニア新幹線のトンネルに繋がる非常口工事が始まっている。麻生区東百合ヶ丘では緑の大地が削り取られている。</p> <p>等々力緑地に近接して非常口が出来る予定で、メタセコイヤの林への影響も心配だ。トンネルを掘って地下水が噴出すれば、樹木が必要とする水が失われる。</p>	<p>緑地や地下水への影響については、事業者と情報共有を図るなど、事業の動向を注視しながら対応してまいります。</p>	E
38	<p>生産緑地で畑を耕作している所があるが、2022年には解除される。市民農園には出来ないのか。市の市民農園に応募しても、落選してしまうのが現状である。</p>	<p>生産緑地で市民農園を開設した場合、税制の優遇が適用されないなど、生産緑地での市民農園の普及は難しい状況です。そのため、引続き制度改正について、他都市と連携を図りながら、関係機関を通じ国に要望してまいります。</p> <p>また、市開設型の市民農園については引続き維持管理に努めるとともに、農家開設型の市民農園については生産緑地以外での普及に努めてまいります。</p>	D
39	<p>環境総合研究所廻りや医療特区の緑の創造を見ると、当初は多摩川側には大島さくらが植えられ、公園の整備、拡張、建物廻りの植栽もそれなりにやられてきた。最近見ると桜は枯れているのが目立ち、公園の管理もされておらず、建物廻りの植栽は元気がない。</p>	<p>殿町地区を含めた臨海部の緑の創出については、「臨海のもりづくり緑化推進計画」に基づき、市民、事業者、行政の協働により進めています。いただいた御意見を参考として、今後は植栽の管理や公園の活用などについて、関係者と検討を進めてまいります。</p>	C

40	公園におけるホームレスの滞留や、不法占拠物件を解消してほしい。	関係する団体、地域住民等との連携により、ホームレスの滞留や不法占拠への対策を進め、快適な園内環境に向けて取組を進めてまいります。	B
41	管理団体が無い緑地について、地元の団体等と連携するなどし、きめ細かな保全活動を展開してほしい。	保全された樹林地については、地域住民との協働による保全管理計画の策定を推進しており、今後もこの取組を継続していくとともに、樹林地の維持管理に関する市民等の主体的取組の把握に努めていく必要があると考えています。いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	C
42	論点を「緑のパートナーづくり」と「緑の空間づくり」に整理したため、「緑地保全のための協働」という観点が分かりにくくなっている。「プロジェクトを支える実施施策」の中に、この文言を入れてほしい。	緑を保全するという目的を達成するために、第3章⑧(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」を設け、多様な主体との協力、連携や、保全に関する制度等の活用を図りながら、緑の保全を進めてまいります。	D
43	日進町にあるルフロン公園の照明灯をもっと明るく、樹木の手入れをするなど、有効に使用できるようにしてほしい。	ルフロン公園の活用や維持管理等に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。	C
44	マンション建設の際には、今ある緑に対して配慮し、緑地を設ける際には人が集い子ども達が元気に遊べる緑地であってほしい。(同趣旨意見 計2件)	一定規模以上の開発行為に対しては、法令に基づき適切な緑やオープンスペースが確保されるよう、事業者との協議を進めています。今後も引き続き、地域に応じた緑やオープンスペースの適切な確保が図られるよう、様々な主体と協働しながら取組を進めてまいります。	C

45	都市イメージ向上や日陰の創出のために、幹線道路を並木道にしてほしい。(同趣旨意見 計2件)	街路樹は、景観を形成し都市の風格を醸し出すとともに緑のネットワークの軸線、四季の移ろいや緑陰の提供など様々な機能が期待される重要なグリーンインフラです。植栽から経年化が進み大きく成長した街路樹は、都市に潤いをもたらすなど多様な役割を果たしている一方、一部の街路樹においては、樹勢悪化による倒木や根上がり等による通行障害など、様々な弊害を引き起こしていることから、いただいた御意見を参考とし、現在策定中の「川崎市街路樹管理計画」に基づきながら、シンボルとなる並木を設定し、街路樹の統一美や多様な機能が発揮できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。	C
46	街路樹の落葉対策や、枯れた部分の植え直し、交通阻害の改善等、維持管理をしっかりと実施してほしい。(同趣旨意見計3件)	街路樹は、景観を形成し都市の風格を醸し出すとともに緑のネットワークの軸線、四季の移ろいや緑陰の提供など様々な機能が期待される重要なグリーンインフラです。植栽から経年化が進み大きく成長した街路樹は、都市に潤いをもたらすなど多様な役割を果たしている一方、一部の街路樹においては、樹勢悪化による倒木や根上がり等による通行障害など、様々な弊害を引き起こしていることから、いただいた御意見を参考とし、現在策定中の「川崎市街路樹管理計画」に基づきながら、街路樹の計画的な更新や適切な維持管理に努めてまいります。	C
47	「開発から緑を守ろう」と行政が施策を示せば、市民は応える。保全の為の目標を明確に提示してほしい。	第3章回(2)「○実施施策10」の項に示すとおり、1,000㎡以上の樹林地を対象に、緑地総合評価に基づきランク分けを行い、優先度を判断しながら保全の取組を進めることが重要と考えています。	D

48	<p>緑の基本計画における「保全」という言葉の定義が曖昧なので、実施施策10の「樹林地保全における協働の取り組みの拡大」に、「樹林地を恒久的に保全できる制度のための協働」という主旨を明確にしてほしい。</p>	<p>第3章⑧(2)「○実施施策10」には、樹林地の恒久的保全に向けた取組を位置付けており、「■樹林地保全における協働の取組の拡大」の項に示すとおり、樹林地の保全においては、地権者をはじめ、地域の活動団体、市民等との連携が必要です。今後につきましては、樹林地の保全施策の推進に向け、関係者との意見交換等を行いながら、保全における協働の取組を進めてまいります。</p>	D
49	<p>緑地保全をしっかりと基本計画の中に位置付けてほしい。(同趣旨意見 計23件)</p>	<p>第3章⑧(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」の項に示すとおり、樹林地についてはこれまでの保全施策を継承し、さまざまな主体と協働しながら、樹林地の保全を推進してまいります。</p>	D

50	<p>これまでの緑地保全の実績を明確に示すことで、「川崎方式（緑地総合評価に基づく3段階の緑地保全施策）」の堅持と推進の方針を明確にしてほしい。（同趣旨意見 計170件）</p>	<p>第1章③(1)②「地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策」の項に示すとおり、「川崎方式」として緑地総合評価に基づく樹林地の段階的な保全施策を、土地所有者の御理解と御協力を得ながら進めてきたこと、こうした各種制度等を活用した保全の継続の必要性を整理しています。</p> <p>また、これまでの取組状況を踏まえ、第3章③(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」の項に示すとおり、樹林地の保全をプロジェクトの一つに位置付けるとともに、取組の方向性として、上述の保全施策を継承することを整理しています。そして、第3章③(2)「○実施施策10」の項に示すとおり、段階的な保全施策を進めること、及び各種保全施策の取組内容を整理しており、今後も緑の基本計画に基づき「川崎方式」による保全を進めてまいります。</p>	B
51	<p>市街地の樹木や小さな緑地を保全するための効果的な仕組みの検討を行ってほしい。（同趣旨意見 計3件）</p>	<p>第3章③(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」の項に示すとおり、ふるさと川崎の景観を特徴づける地域固有の緑や社寺林、生垣を評価し、保全していくことが重要と考えています。これらの緑は私有地に存在するものがほとんどであり、緑を残すことの重要性を普及啓発しながら、その継承に努めてまいります。</p>	D

52	この数年で、市内の公園から大人が体力づくりに使う「うんてい」などの遊具が無くなった。公園における健康増進活動は、高齢化社会には必要なものだと思う。	第3章④(1)②「⑧ 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」の項に示すとおり、公園は健康・レクリエーション空間の提供も機能の一つとして有していることから、公園整備の基本的な考え方を踏まえ、求められる機能が発揮できるよう、公園の整備・管理に努めてまいります。	B
53	緑の空間づくりに農地の保全・活用の推進プロジェクトがあるが、農地は減少しているのが現実で、農地の保全という言葉を入れること自体、不自然ではないか。	第3章④(1)②「⑨ 農地の保全・活用と『農』のふれあい推進プロジェクト」の項に示すとおり、農地の保全と継承を目的として、健全な農業経営の推進、農地の保全と活用、及び農業への理解促進等を進めることが重要であると考えています。生産緑地地区については、指定要件の緩和などによる新たな地区指定に向けた取組も進めており、今後も引き続き農地の保全に取り組んでまいります。	D
54	生産緑地法に基づく30年の期限が迫っている。この記述が「第1章 川崎市の緑の基本計画を取り巻く状況」に書かれていない。	御意見の趣旨を踏まえ、第1章④(5)、「緑の概況」の項に、「・生産緑地地区に指定されている農地の一部は、平成34(2022)年に買取申出が可能となる指定後30年を迎えます。」を追記します。	A
55	ピクニック、バーベキュー、水遊びや大型遊具遊びができるような公園が圧倒的に少ないので、整備してほしい。	公園は都市における貴重なオープンスペースであり、防災、環境改善、レクリエーション空間の提供、子育て環境の向上、コミュニティ形成の場となるなど、多面的な機能を有しています。公園の整備については、第3章④(1)②「⑧ 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」における「公園整備の基本的な考え方」に示すとおり、公園種別に応じて、地域の特色や実情などを踏まえながら整備を行い、多面的な公園の機能を発揮させることを目指してまいります。	D

56	川崎市全体の樹林地での大木・老木に対する方針がない。	樹林地内の大木・老木については、第3章⑧(2)「○実施施策13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組」に示すとおり、緑地環境の健全性確保のために樹木等の整理・更新に努めてまいります。	D
57	残されている里山を市民ボランティアの方々の協働で保存することはとても大切だと思う。失ったものを元へ戻すことは大変な困難が伴う。今残されているそのままの自然を残すことを推進する施策の具体化を求める。	樹林地保全については、第3章⑧(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」の項に示すとおり、良好な里山景観の保全と維持管理を、市民との協働により推進してまいります。	D
58	市民の緑を残したい、という強い思いを反映させるための、市民の寄付を検討する行政と市民活動団体と専門家などを加えた検討会をぜひ発足させてほしい。	樹林地保全については、市民等の主体的取組の把握に努め、多様な保全手法を検討していく必要があると考えています。御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	C
59	向ヶ丘遊園跡地の樹林地編入ゾーンや、緑地編入ゾーン・ガーデンゾーンの一部などは、特別緑地指定区域に入れて保全を図るべきである。		
60	全体を通じての感想としては、「緑の基本計画」というタイトルをつけていながら、生物多様性についてほとんど配慮していない公園計画の意味合いが強い計画と感じられた。計画を執行していくうえで、人間だけでなく、野生生物にも配慮をお願いしたい。	生物多様性については、第3章⑧(1)②「基本施策Ⅱ『緑の空間づくり』」において包括的に位置付けており、生物多様性に配慮した樹林地や農地の保全、公園の整備、緑化の推進を進めてまいります。	D

61	<p>すでに東京都練馬区などで実現している、私有地における樹木伐採の事前届出制度を設けることを検討してほしい。(同趣旨意見 計 159 件)</p>	<p>川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく保存樹木、保存樹林等に指定されている場合は、それらを伐採又は移植しようとするときは、川崎市に届出をする制度があります。第3章⑧(2)「○実施施策 11 地域に残された身近な緑の継承」に示すとおり、保存樹木、保存樹林等の指定拡大に努めてまいります。</p> <p>また、一定規模以上の開発行為等を行う際に、対象事業区域内に一団の樹林地や保存すべき樹木等の自然的環境が存在する場合は、第3章⑧(2)「○実施施策 12 開発事業等における樹林地の保全、回復、創出」の項に示すとおり、事業を行う前に川崎市へ自然的環境保全配慮書を提出する制度があります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
----	--	---	---

62	<p>等々力緑地には運動施設が多く、サッカー場拡大による周辺道路整備などで桜の並木が無くなった。市民は緑の広場を求めているが、等々力緑地には全くそれがない。市は「都市公園」についてどのようなイメージを持っているのか全く理解できない。川崎が誇れる、市民がアイデンティティーを持てる公園を整備してほしい。</p>	<p>等々力緑地をはじめとする市を代表する公園（総合公園）については、第3章④(1)②「⑧ 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」の項に示すとおり、都市の安全性確保、良好な都市環境形成、スポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、民間活力を活かしながら都市の顔となる個性と魅力のある整備を推進するものと位置付けており、それぞれの立地特性に応じた機能の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、等々力緑地については、有識者を交えて開催した「等々力緑地再編整備検討委員会」の検討結果を踏まえ策定した、「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、「緑と水の再整備」など4つの視点による緑地全体の再整備を進めており、引き続き、取組を進めてまいります。</p>	D
63	<p>農地をいかに確保するかという具体的方針が必要である。（同趣旨意見 計4件）</p>	<p>平成28年2月に策定した「川崎市農業振興計画」により、担い手・後継者の育成、健全な経営に向けた技術・経営支援等の取組や、多様な主体との連携による取組を推進しているところです。また、生産緑地法の改正を踏まえた生産緑地地区の指定要件の緩和などによる指定の拡大や、農業の担い手への貸借など、農地利用の最適化を推進していきたいと考えています。</p>	D
64	<p>今後、トラスト活動を全市的に拡大して、発展させていく必要があり、そのためには是非「みどりを保全するトラスト基金条例」の制定が必要である。これこそ「協働」の基本となる活動だと思う。</p>	<p>第3章④(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」における「○取組の方向性」の項に示すとおり、良好な緑を保全していくために、市民、活動団体、地権者の方などの御理解・御協力を得ながら、保全の取組を推進してまいります。</p>	D

65	<p>行政と市民の協働により、緑の保全が実現した事例は少なくない。(同趣旨意見 計 174 件)</p>	<p>第3章回(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」における「○取組の方向性」の項に示すとおり、良好な緑を保全していくために、市民、活動団体、地権者の方などの御理解・御協力を得ながら、多様な保全手法を検討してまいります。</p> <p>また、第3章回(2)「○実施施策 10 ■ 樹林地保全における協働の取組の拡大」の項に示すとおり、保全における協働の取組を施策として位置付けており、今後は多様な主体が協働する保全の取組の拡大を図ってまいります。</p>	B
66	<p>1992年に指定された生産緑地は2022年に期限がくる。生産緑地の保全制度を考えるべきである。</p>	<p>平成28年2月に策定した「川崎市農業振興計画」により、担い手・後継者の育成、健全な経営に向けた技術・経営支援等の取組や、多様な主体との連携による取組を推進しているところです。また、生産緑地法の改正を踏まえた生産緑地地区の指定要件の緩和などによる指定の拡大や、農業の担い手への貸借など、農地利用の最適化を推進していきたいと考えています。</p>	D

67	<p>市街化調整区域は麻生区にとって極めて重要な区域であるが、都市計画マスタープランによると「良好な自然環境の保全と優良な農地の保全を図ります」とあり、抽象的で全く判らない。まとまった樹木・農地、そして里山風景の地域をどう守るか具体的に示してほしい。</p>	<p>序章②(1)計画の趣旨」の項に示すとおり、緑の基本計画は都市計画マスタープランに適合する必要があります。よって、緑の基本計画では、都市計画マスタープランの土地利用に関する方向性に鑑み、第3章⑧(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」や、「⑨ 農地の保全・活用と『農』のふれあい推進プロジェクト」において、樹木や農地などのまとまった緑や里山風景の保全を位置付けています。</p>	D
68	<p>緑地保全について、地権者は保全指定の必要さを感じない限り、応じないと思う。まず何らかの接点を持つことから始め、緑地が共有資産であることを理解してもらう必要がある。</p>	<p>第3章⑧(1)②「⑤ 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」における「○取組の方向性」の項に示すとおり、樹林地の保全は、保全に対する地権者の理解と協力が欠かせないことから、地権者に向けた保全制度の普及に努めてまいります。</p> <p>また、具体的な取組に当たっては、第3章⑧(2)「○実施施策10」の項に示すとおり、地権者への理解を得るために、土地利用の規制がそれほどかからない保全施策をきっかけに、保全制度の理解が深まった場合には、樹林地を恒久的に保全できる制度へ移行するといった、段階に応じたさまざまな施策を推進してまいります。</p>	D

7. 基本施策Ⅲに関する意見

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
69	人口が急増する中原区などにおいては、人口増に見合う公園の増加を図るべきである。（同趣旨意見 計5件）	第3章⑧(1)③「㊫ 活力ある緑のまちづくりプロジェクト」の項に示すとおり、多くの人が行き交う都市拠点については、都市活動全体を視野に入れた戦略的な緑とオープンスペースの確保と活用を進めていくことが必要であり、民有の広場空間との連携や、質の高い広場空間の創出などに向けた取組を進めてまいります。	B
70	行政も折角保持している緑地等の財産の保持・活用について、市民の力を利用してよいのではないかと。	第3章⑧(1)③「㊬ 広域的な緑の魅力向上プロジェクト」の項に示すとおり、樹林地等の資源について保全に配慮しながら活用を進め、地域や都市の魅力を高めることとしており、市民や企業等の民間活力の導入を検討しながら保全・活用を進めてまいります。	B

71	<p>実施施策 38「多摩川の利活用による地域活性化」の目的と効果の最大化を図ることが出来る以下の企画を提案するので、検討してほしい。</p> <p>→企画案：川崎市政 100 周年記念事業として、川崎市市域の多摩川対岸の自治体と協働で、2024 年に稲田堤から大師河原までの全沿川の河川敷を利用した花火大会を開催。</p> <p>→提案理由：多摩川に関係する多方面の関係者との調整が必要だからこそ、2024 年に向けて本企画を進めることを通して、沿川地域・活動団体・民間企業・教育機関・流域自治体・国等との密な連携関係を構築することとなり、実現すれば協働連携の象徴になるとともに、多摩川の魅力を全国に発信する上での十分な話題性をつかむことができる。</p>	<p>多摩川は本市の骨格を形成する貴重な自然環境であり、歴史的文化的観点からも重要な地域資源として位置付けていることから、流域自治体とも連携しながらその活用を図り魅力を発信することが重要と考えており、今後も多摩川の利活用による地域活性化に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
72	<p>林や野原の緑道を楽しむ散歩コースをマップ化し、市民に管理のマネジメントなどや利用のサポート協力を求めることが望ましい。（同趣旨意見 計 2 件）</p>	<p>第 3 章⑧(2)「○実施施策 36 ■自然環境を活用したウォーキングルートの設定」の項に示すとおり、ふるさと川崎の意識を高めるために、樹林地や河川等の自然的環境資源を活かし、楽しむ、川崎を知ることのできるウォーキングルートの設定を、市民との協働により進めてまいります。</p>	B

73	<p>活力あるまちづくりプロジェクトとしてプロフィットセンターへの転換とあるが、このようなものを公園緑地に導入することは緑の基本計画の趣旨に反するのではないか。（同趣旨意見 計9件）</p>	<p>平成28年5月に国土交通省が取りまとめた「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」においては、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」といった公園の利活用に関する新たな観点が提示されました。</p> <p>これを受け本計画では、これまで公園緑地が果たしてきた環境保全機能、防災機能及びレクリエーション機能等は確保しながら、持続可能な管理運営を進めていくために、収益や地域活性化等といった広い意味での利益を得ることも重要であるとの視点を新たに加え、プロフィットセンターという用語を使用しています。</p>	D
----	---	---	---

8. 緑の目標に関する意見

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
74	<p>これまでは、緑地保全や管理について、定性的にも定量的にも目標があり進められてきた。いわゆる行政が主導の緑行政であったと感じている。今回の基本計画は行政のやる気が感じられない。</p>	<p>第3章回「緑の目標」の項に示すとおり、緑地、公園等の緑の要素について、目標とする施策面積を位置付けているほか、定量的把握が難しい緑の質や市民協働に関する施策の推進度合いについても、緑の満足度等の成果指標を設定し、目標を掲げることにより、目標の達成に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
75	<p>今年から都市緑地法で緑に入れて良いとされる農地は、計画では31haの減少となっている。減少を計画とすること自体おかしいことである。</p>	<p>農地の保全に向けた取組については、現行計画に基づき、生産緑地地区の指定等を進めてきたところですが、一方で、生産緑地地区指定の解除及び開発等による農地の減少が続いており、保全施策が講じられた農地の面積は、現行計画の目標を大きく下回っている状況です。さらに、今後、生産緑地地区の大半が指定を受けてから30年を経過することになり、これに伴う買取りの申し出がどの程度なされるかといった予測を立てづらい状況において、農地の保全面積を維持もしくは増加させる目標を立てることは、現実的に難しい問題であると考えています。</p> <p>市内農地は今後も減少が見込まれていることから、第3章回(1)②「⑨ 農地の保全・活用と『農』のふれあい推進プロジェクト」に基づき、引き続き関連法令の制定・改定等の国の動きを踏まえた対応も含めて、農地の保全・活用に向けた取組を一層推進してまいります。</p>	D

76	<p>緑地の目標値について、過去10年の実績値をそのまま次の10年間の目標値としており、これまでの目標値より減少しているのではないかと。計画期間は10年であっても、最終的に目指す目標値を明確に示すべきである。</p> <p>また、隣市の「みどり税」や国が導入する「森林環境税」も踏まえ、川崎市の財源確保を考えていく必要がある。</p>	<p>緑の量に関する目標については、実現可能性を踏まえた上で、目標とすべき数値を設定しています。</p> <p>緑の基本計画については、緑を取り巻く社会的状況や国の動向等を適切に反映するため、計画期間を10年に設定しており、目標値についても、その時代に即した内容としていくことが望ましいと考えます。</p> <p>なお、樹林地の保全に当たっては、緑地総合評価に基づき、優先的に保全すべき樹林地を判断しながら、地権者への交渉に当たっています。今後も引き続き、必要な予算の計上や取組におけるさまざまな工夫、また、市民の皆様との協働により、適切な緑の保全、維持に努めてまいります。</p>	D
----	---	---	---

9. 区別方針に関する意見

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
77	<p>川崎市7区は細長い地形のため各区によって緑地の現状もさまざまである。区毎の取組を計画案の中に取り入れるべきである。（同趣旨意見 計2件）</p>	<p>第4章「区別方針」の項に示すとおり、各区における緑の概況を整理し、区ごとに異なる緑地や公園等に対する取組方針を定めています。</p>	D
78	<p>区別方針「多摩区 ②緑と現況と課題」において、「二ヶ領用水宿河原線などにおいて植樹され、地域に親しまれている樹木の老木化が進んでおり、適切な維持管理や更新を進めてゆくことが必要です。」とあるが、二ヶ領用水の桜は多摩区だけにあるのではない。区に任せるのではなく市として取り組むべき課題と考える。（同趣旨意見 計3件）</p>	<p>区別方針は、緑の基本計画における緑の取組に基づき、各区の地形や資源等に照らして区ごとの取組方針を定めたものであり、二ヶ領用水に植樹されている樹木については区役所と協働して取り組んでまいります。</p> <p>なお、二ヶ領用水の樹木の維持管理につきましては、職員による定期点検及び必要に応じ樹木医による精密診断を実施し、診断結果に基づき伐採などの対応を実施しています。今後も引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。</p>	D

10. 進行管理に関する意見

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
79	保全の進捗状況を2年に1回など定期的に公開してほしい。	樹林地の保全や公園整備等の緑の量に関する目標達成状況については、第5章「実現性の高い計画とするために」の項に示すとおり、環境審議会への報告と進捗状況の公表を毎年度実施してまいります。	B

11. その他

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
80	緑の基本計画については、その計画策定時に市民をメンバーに入れること、また各区でタウンミーティングを行うなど、市民にとともに市民の理解を深める努力が必要だが、それが感じられない形式的なプランになっていると思う。	<p>緑の基本計画の改定につきましては、ワークショップの開催のほか、改定作業の経過報告会、アンケート調査、市民勉強会の開催など、様々な形で市民のご意見を伺い、理解を深める場を設定してまいりました。また、学識者や市民委員等からなる環境審議会により取りまとめられた答申を踏まえ、計画の改定を行いました。</p> <p>今後につきましても、緑の基本計画につきましても協働の取組を基本として位置付けていることから、計画の内容や取組等について市民と共有しながら、取組を推進してまいります。</p>	E
81	パブリックコメントの意見募集期間が短い。また、区役所の資料は貸出不可であり、資料は188ページもある。ホームページは利用するのが難しいため、高齢者にも配慮してほしい。	パブリックコメント手続きについては、「川崎市パブリックコメント手続条例」に則り、適切に実施しています。なお、本パブリックコメント以外にも、これまでにワークショップ、意見交換会及びアンケート等を実施するなど、高齢者にも配慮し、多くの御意見をいただいた上で計画を取りまとめています。	E

82	<p>多摩川の貴重な川辺空間に、特定の者による多数の不法占拠物件が設置されていることは大問題である。撤去をお願いする。</p>	<p>第3章回(2)「○実施施策 16 ■多摩川緑地の維持管理の充実」の項に示すとおり、多摩川では、河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地等の維持管理を行ってまいります。</p> <p>なお、多摩川は国土交通省が所管しており、本市では利用可能な高水敷について、国からの占用許可を得て管理しているところです。御指摘の箇所は、国の直轄管理地と思われるので、国土交通省京浜河川事務所へお伝えします。</p>	D
83	<p>市内で最も緑化率が高い区は麻生区である。</p>	<p>緑の保全、緑化の推進、公園の整備等を引き続き推進し、緑化に向けた取組を進めてまいります。</p>	E
84	<p>緑に関わる行政職員の人員を増やしてほしい。(同趣旨意見 計4件)</p>	<p>業務実態などを検証しながら、さまざまなニーズに適切に対応できるよう、効率的な事業執行及び担当する職員の人材育成に取り組む必要があると考えています。</p>	E
85	<p>公園緑地に関わる「指定管理者制度」のあり方について、樹林地など維持管理を継続可能にするためにも、5年で変更するような仕組みではなく、長く同じ人たちが関わる仕組みに変換すべきである。その為には、そこに関わる市民・団体等の意見を聞く場・制度なども必要である。生田緑地では来年度から指定管理者が変わるが、選定に関して納得のいかない点もあった。選定の際に生田緑地に関わる市民の意見を聞く仕組みがないことが問題の一つと思う。他の行政機関には、よほどの瑕疵が無い限り指定管理者は継続される、といった制度もあるようなので、川崎市の制度の検討をお願いしたい。</p>	<p>生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理予定者の選定については、平成29(2017)年10月21日に開催した建設緑政局指定管理者選定評価委員会において公正かつ適正に審査を行った結果、十分な管理能力・実績を有し、各審査項目についても標準以上の成果が期待できることから、「生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体」が指定管理者として適当であると判断し、平成29(2017)年第4回市議会定例会における議決を経て指定したものです。</p> <p>今後の大規模公園緑地の管理については、民間活力を導入したさまざまな手法を検討してまいります。</p>	D

86	<p>緑政部の建設緑政局編入により、緑政部の取組が弱まっているのではないか。</p>	<p>緑の基本計画の策定及び施策推進にあたっては、庁内の横断的連携・調整により取組を進めています。</p>	E
87	<p>東高根森林公園を広域的結節拠点として位置づけるのであれば、県立東高根森林公園と川崎市立東高根森林公園が分化している形は解消し、両公園を一体化してほしい。</p>	<p>第3章⑧(2)「○実施施策 20 ■公園の維持管理の充実」の項に示すとおり、市管理の公園部分について、安全性・利便性の向上を図ることが重要であることから、今後も公園施設の適切な整備や維持補修などを進めてまいります。</p>	D